［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

ニ	j	六分の一から五分の四の範囲内においてセンターが定める率
ホ	k	五十分の三から六分の一の範囲内においてセンターが定める率
ヘ	l	五十分の一から六分の一の範囲内においてセンターが定める率
ト	m	五十分の一から六分の一の範囲内においてセンターが定める率
チ	n	五十分の一から六分の一の範囲内においてセンターが定める率
リ	o	j、k、l、m及びnとの合計が一となるよう二十五分の一から六分の一の範囲内においてセンターが定める率

二　それぞれの試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合において、この表の下欄に掲げる算式による配分金額（この号において「算式配分金額」という。）を各合致投票券にあん分した金額がスポーツ振興投票券の券面金額に満たない場合には、センターは、別に文部科学大臣の定めるところにより、それぞれの試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合について算式配分金額の調整を行うことができる。

ト	G	表の五等の項下欄に掲げる算式中A×B×n＋C＋D－Eの部分により算定した金額を五等の合致投票券の数であん分した金額に五円以上十円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額を十円から減じた金額にその合致投票券の数を乗じて得た金額
チ	H	表の四等の項下欄に掲げる算式中A×B×m＋C＋F－Gの部分により算定した金額を四等の合致投票券の数であん分した金額に五円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額に合致投票券の数を乗じて得た金額
リ	I	表の四等の項下欄に掲げる算式中A×B×m＋C＋F－Gの部分により算定した金額を四等の合致投票券の数であん分した金額に五円以上十円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額を十円から減じた金額にその合致投票券の数を乗じて得た金額
ヌ	j	六分の一から五分の四の範囲内においてセンターが定める率
ル	k	五十分の三から六分の一の範囲内においてセンターが定める率
ヲ	l	五十分の一から六分の一の範囲内においてセンターが定める率
ワ	m	五十分の一から六分の一の範囲内においてセンターが定める率
カ	n	五十分の一から六分の一の範囲内においてセンターが定める率
ヨ	o	j、k、l、m及びnとの合計が一となるよう二十五分の一から六分の一の範囲内においてセンターが定める率

二　それぞれの合致の割合において、この表の下欄に掲げる算式による配分金額（この号において「算式配分金額」という。）を各合致投票券にあん分した金額がスポーツ振興投票券の券面金額に満たない場合には、センターは、別に文部科学大臣の定めるところにより、それぞれの合致の割合について算式配分金額の調整を行うことができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（スポーツ振興投票の対象試合における選手、監督、コーチ及び審判員の登録に関する省令の一部改正）

第二条　スポーツ振興投票の対象試合における選手、監督、コーチ及び審判員の登録に関する省令（平成十二年文部省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
スポーツ振興投票の対象試合等における選手、監督、コーチ及び審判員の登録に関する省令	スポーツ振興投票の対象試合における選手、監督、コーチ及び審判員の登録に関する省令
（登録の申請）	（登録の申請）
第一条　対象試合等に出場する選手、監督及びコーチ並びに対象試合の審判員（以下「選手等」という。）の登録の申請は、選手、監督及びコーチにあってはスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号。以下「法」という。）第二十三条第一項に規定する機構（以下「機構」という。）の社員が、審判員にあっては公益財団法人日本サッカー協会（昭和四十九年	**第一条**　対象試合に出場する選手、監督及びコーチ並びに対象試合の審判員（以下「選手等」という。）の登録の申請は、選手、監督及びコーチにあってはスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号。以下「法」という。）第二十三条第一項に規定する機構（以下「機構」という。）の社員が、審判員にあっては公益財団法人日本サッカー協会（昭和四十九年